

本臨時会は2月10日に招集され、次の議案が
審議されました。

条 例 議 案

【全議案の提案理由】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成26年4月1日施行）に伴い、関係規定を整備する必要があるため。

※ 今回審議された全ての条例改正議案は、平成26年4月1日に、国の法律改正により消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、上島町の公共施設使用料、上下水道料金、船舶運賃等を平成26年4月1日から改定するためのものです。

【原案否決】

■上島町弓削総合庁舎内食堂施設条例の一部を改正する条例

【以下原案可決】

■上島町CATV放送施設条例の一部を改正する条例

■上島町開発総合センター条例の一部を改正する条例

■上島町弓削離島体験滞在交流施設条例の一部を

改正する条例

■上島町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

■上島町岩城総合庁舎使用条例の一部を改正する条例

■上島町公民館条例の一部を改正する条例

■上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例

■上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例

■上島町岩城総合運動場条例の一部を改正する条例

■上島町学校施設使用料条例の一部を改正する条例

■上島町集会所条例の一部を改正する条例

■上島町下弓削地区中央集会所・児童遊園地条例の一部を改正する条例

■上島町岩城コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

■上島町老人福祉センター条例の一部を改正する条例

■上島町岩城高齢者交流会館条例の一部を改正する条例

■上島町保健センター条例の一部を改正する条例

■上島町海水温浴施設条例の一部を改正する条例

■上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

■上島町斎場条例の一部を改正する条例

■上島町岩城農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

■上島町弓削・生名農水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

■上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例

■上島町生名農産物集荷場条例の一部を改正する条例

■上島町漁港管理条例の一部を改正する条例

■インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例

■上島町魚島観光センター条例の一部を改正する条例

■上島町豊島コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

■上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例

■上島町弓削松原海水浴場施設条例の一部を改正する条例

■上島町レンタサイクル条例の一部を改正する条例

■上島町駐車場条例の一部を改正する条例

■上島町下水道条例等の一部を改正する条例

■上島町港湾管理条例の一部を改正する条例

■上島町港湾内港務所設置条例の一部を改正する条例

■上島町給水条例の一部を改正する条例

■上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例

■上島町生名船舶使用料条例の一部を改正する条例

■上島町魚島船舶使用料条例の一部を改正する条例

■上島町小型船舶上架施設条例の一部を改正する条例

試合結果

弓削高等学校



第12回

しまなみバドミントン大会（女子7部）

ダブルス

ベスト8

黒田 飛鳥

ベスト8

大洲 愛

ベスト8

池本 留菜

岡崎 真希

村上由布加

「三浦保」愛基金の助成希望団体募集

「三浦保」愛基金助成事業は、環境保全・自然保護活動や社会福祉活動を行う県内のNPO法人やボランティア団体を応援するものです。現在、26年度の助成希望団体を募集しています。

対象分野	助成限度額（1団体あたり）	申込期限	問合せ先
環境保全・自然保護	125万円 (50万円までは全額助成、50万円を超える部分は補助率1／2)	3／31 (月) 必着	県環境政策課 TEL 089-912-2346
社会福祉	一般枠：30万円（全額助成） 特別枠：120万円（補助率3／4）		県保健福祉課 TEL 089-912-2383

「世界も、自分も、変えるシゴト。」 JICAボランティア募集!!

あなたの技術・経験を生かしてみませんか？開発途上国で、現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

【シネマ & 体験談 & 説明会開催場所、日時】

3月30日(日) 午後1時30分～

松山市男女共同参画推進センター（コムズ）5階大会議室

※「スタンリーのお弁当箱」無料上映！

【TOEIC講座 & 体験談 & 説明会開催場所、日時】

4月13日(日) 午後1時30分～

松山市男女共同参画推進センター（コムズ）5階大会議室

【募集期間】4月1日(火)～5月12日(月) 消印有効

※海外から応募する場合は、5月15日(木) 必着

【応募書類配布場所】

JICA四国、県国際交流協会、上島町岩城総合支所産業振興課

【対象】①青年海外協力隊：満20歳～39歳

(平成26年5月12日時点) ※日本国籍を持つ方

②シニア海外ボランティア：満40歳～69歳

(平成26年5月12日現在) ※日本国籍を持つ方

【問合せ先】JICA四国 TEL 087-821-8824

上島町岩城総合支所産業振興課 TEL 0897-75-2500

全国一斉・無料相談 暮らしとこころの総合相談

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多重債務などの生活問題に弁護士が無料で相談に応じます。

■電話相談実施日時

3月14日(金)

■電話番号

089-913-0065

※本電話番号は、相談日以外
はご利用いただけません。

■主催

日本弁護士連合会・弁護士会

■共催

日本司法支援センター
(法テラス)

■後援

総務省・厚生労働省